

## プロジェクト 税効果会計

## 項目 第 55 回専門委員会及び第 370 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

**本資料の目的**

1. 本資料は、第 55 回税効果会計専門委員会（2017 年 10 月 6 日開催）（以下「専門委員会」という。）及び第 370 回企業会計基準委員会（2017 年 10 月 12 日開催）で議論された以下の企業会計基準及び企業会計基準適用指針の公開草案（以下合わせて「本公開草案」という。）に寄せられたコメントへの対応に関する検討について聞かれた主な意見（評価性引当額の範囲を除く）をまとめたものである。
  - 企業会計基準公開草案第 60 号『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正(案)」以下「税効果会計基準一部改正案」という。)
  - 企業会計基準適用指針公開草案第 58 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針(案)」(以下「税効果適用指針案」という。)
  - 企業会計基準適用指針公開草案第 59 号（企業会計基準適用指針第 26 号の改正案）「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(案)」(以下「回収可能性適用指針案」という。)
  - 企業会計基準適用指針公開草案第 60 号「中間財務諸表等における税効果会計に関する適用指針(案)」

**(分類 1) に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて聞かれた意見**

2. 事務局より、(分類 1) に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いへのコメントへの対応(案)について説明したところ、次の意見が聞かれた。

**(分類 1) の企業における子会社株式等に係る将来減算一時差異の取扱いは見直さない事務局の提案に賛成する意見**

- (1) (分類 1) の企業における繰延税金資産の回収可能性に関する例外規定は、完全支配関係にある国内の完全子会社株式の評価損のように税務上の損金に算入されない可能性があるものを対象としており、スケジューリング不能一時差異に区分される子会社株式の評価損の取扱いとは異なるものであるため、見直しの対象を子会社株式等に係る将来減算一時差異全体に広げる必要はないと考える。(第 55 回専門委員会)

**(分類 1) の企業における子会社株式等に係る将来減算一時差異の取扱いは見直さない事務局の提案に賛成するが、検討の経緯を結論の背景に記載すべきとの意見**

- (2) (分類 1) の企業における子会社株式等に係る将来減算一時差異に対する繰延税金資産について回収可能性がないとする考え方にも一理あると考えられる

が、回収可能性適用指針の基準開発時に検討した結果、回収可能性適用指針における(分類1)の企業における繰延税金資産の回収可能性の取扱いは、監査委員会報告第66号の例示区分①の企業における取扱いを踏襲しているため、見直さないこととしたという検討の経緯について、回収可能性適用指針案の結論の背景に記載することが良いと考える。(第55回専門委員会)

#### コメントへの対応の記載を見直すべきとの意見

- (3) 現状のコメント6への対応案では、仮に子会社株式等に係る将来減算一時差異に対する繰延税金資産の回収可能性の取扱いを変更した場合、(分類1)と(分類2)の企業の取扱いに差異がなくなることが変更しない理由として強調されているが、スケジューリング不能一時差異に区分される子会社株式等の評価損の性質は、完全支配関係にある国内の完全子会社株式の評価損のように税務上の損金に算入されない可能性があるものとは違うことを変更しない理由として強調した方がよいのではないか。(第370回企業会計基準委員会)
- (4) 現状のコメント6への対応案の記載のみでは読み手が理解し難いと考えられるため、事務局の分析について補足して記載するのがよいのではないか。(第370回企業会計基準委員会)

#### **未実現損益の消去に関する税効果について聞かれた意見**

3. 事務局より、未実現損益の消去に関する税効果に関するコメントへの対応(案)について説明したところ、次の意見が聞かれた。

#### 事務局の提案に賛成する意見

- (1) 事務局の提案に賛成する。(第370回企業会計基準委員会)

#### 資産負債法の選択適用を認めることにも一定の論拠があるとの意見

- (2) 我が国の税効果会計が基本的には資産負債法を採用していることに鑑みると、比較可能性が阻害されないのであれば、未実現損益の消去について資産負債法を選択適用を認めることにも一定の論拠があるのではないか。(第370回企業会計基準委員会)

#### コメントへの対応の記載を見直すべきとの意見

- (3) 事務局の提案に賛成するが、繰延法と資産負債法については、ニーズがあれば両方認めるというのではなく、本来はどちらかに決めるべきものとするため、記載の見直しが必要であると考え。(第55回専門委員会)
- (4) 事務局の提案に賛成するが、二つの処理を併存させることで比較可能性が阻害される程の影響があるかどうかについては、コメントへの対応(案)や税効果

適用指針案の結論の背景に検討の結果を記載すべきと考える。(第 55 回専門委員会)

(5) 国際財務報告基準 (IFRS) を任意適用して連結財務諸表を作成している企業グループ内に日本基準に基づく連結財務諸表を作成している子会社が存在する場合、当該子会社にも IFRS を任意適用することで、繰延法から資産負債法へ連結修正する実務上の負担を解消することができるのではないかと考える。(第 55 回専門委員会)

(6) 事務局のコメントへの対応 (案) は、資産負債法の選択適用を求める意見への対応にはなっていると考えるが、資産負債法のみ適用を求める意見への対応とはなっていないため、当該対応を追記すべきと考える。(第 55 回専門委員会)

#### 早期適用に関する事項について聞かれた意見

4. 事務局より、早期適用に関するコメントへの対応 (案) について説明したところ、次の意見が聞かれた。

##### 事務局の提案に賛成する意見

(1) 事務局の提案に賛成する。(第 55 回専門委員会及び第 370 回企業会計基準委員会)

#### 上記を除くコメントへの対応 (質問 1 から質問 3-1) について聞かれた意見

5. 事務局より、質問 1 から質問 3-1 に対して寄せられたコメント (上記を除く) への対応 (案) について説明したところ、次の意見が聞かれた。

#### 表示の変更

##### (コメント対応表 12)

##### 会計基準等の修文案の記載を見直すべきとの意見

(1) 税効果会計基準一部改正案第 14 項の修文案の「一時差異の内容に関連する」という部分が理解し難いため、表現を見直すべきと考える。(第 55 回専門委員会)

#### 評価性引当額の内訳の注記

##### (コメント対応表 18)

##### コメントへの対応の記載を見直すべきとの意見

(2) 繰越欠損金と将来減算一時差異の内訳を記載する際にも何らかの仮定を置い

て計算することになることを踏まえると、コメントへの対応（案）の「按分により算定された評価性引当額は、必ずしも有用な情報とはならないと考えられる」という表現は、適当でないのではないか。むしろ、税務上の繰越欠損金には繰越期限があるため仮定計算であっても区分して開示する必要がある一方、将来減算一時差異のように繰越期限がないものについては、仮定計算したものを開示することの有用性が乏しいと考えられるのではないか。（第 55 回専門委員会）

## 税率差異の注記

### （コメント対応表 28）

#### コメントへの対応の記載を見直すべきとの意見

- (3) コメントへの対応（案）の「異常なもの」という表現について、税率差異の注記はもともと異常な差異を説明するためのものであるため、表現を見直すべきと考える。（第 55 回専門委員会）
- (4) 税引前純損失が生じている場合、同時に生じていると考えられる税務上の繰越欠損金の注記から必要な情報を把握することが可能であることについても、コメントへの対応（案）に補足的に記載することがよいと考える。（第 55 回専門委員会）

#### コメントへの対応の記載を見直す必要はないとの意見

- (5) コメントへの対応（案）の「異常」という表現は、従来から使用されていたと考えられるため、見直す必要はないのではないか。（第 370 回企業会計基準委員会）

## その他の意見

6. 事務局より、全体についての意見を募ったところ、次の意見が聞かれた。

#### 追加的な開示を妨げない旨の記載についての意見

- (1) 税効果会計に関する注記については、より適切な開示のためには要求事項を超えた追加的な開示を行うことが有用となる場合や要求事項を説明する上で記載が必要となる場合が他の会計基準よりも多いと考えられるため、コメントへの対応（案）の中に「必要であれば開示することを妨げない」と記載することを検討してもよいのではないか。（第 55 回専門委員会）

以 上